

8 学校管理下でけがなどをしたときの給付金について

(日本スポーツ振興センター)

学校生活の中では、思わぬけがをすることがあります。このような場合に、治療にかかった医療費等を給付するための共済給付制度があります。加入は原則として任意ですが、横浜市では全員が加入しており、毎年多くの方が給付を受けています。

◆ 給付が受けられるのは？

学校管理下の活動中に起きたけがに対して支給されます。通学路での登下校中（矢向小キッズスクール、学童等の帰りも含む）も対象となります。ただし、交通事故など他から損害賠償を受ける場合は給付が受けられません。

◆ 給付の種類・額は？

学校管理下のけがで医療保険などを受信した場合は、この制度（日本スポーツ振興センター）を利用して医療費を請求してください。

健康保険法に基づく保険診療分の3割と諸経費として1割が付加された計4割が給付されます。

なお、総医療費が5000円に満たないもの（保険証を使って1500円未満）や保険診療以外のものは給付の対象になりません。

（横浜市小児医療証をお持ちの方も、こちらの保険を優先してお使いください。）

◆ 掛け金は？

小学校の場合、一人当たり年額945円です。このうち横浜市が485円を負担し、保護者負担は460円です。学校納入金として、5月に集金します。ただし、要保護・準要保護を受けている方は、掛け金が免除されますので、引き落としは行いません。

※準要保護の方は、5月以降の認定や認定取り消しのため、後日返金や徴収の対応になる場合もあります。

◆ その他

申請期間は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、消滅します。